

警察庁丁保発第34号
令和6年3月14日

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会
会長 見上 攻 殿

警察庁生活安全局保安課長

猟銃用火薬類等の適正管理に関する指導の徹底について(依頼)

貴連合会には、平素から警察行政各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、警察及び知事部局の職員による火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく銃砲店への立入検査により、同法に違反する猟銃用火薬類の保管管理が発覚し、当該銃砲店が検挙される事件が発生しました。

火薬類は、適切な保管方法を怠れば、災害の発生や盗難による二次被害の発生など重大な事案に直結するため、火薬類の取扱者は、火薬類取締法等に規定された保管管理を徹底する必要があります。

貴連合会におかれましては、傘下の銃砲火薬類販売店に対し、各種の講習会等の機会を通じて、今一度火薬類の保管管理に関する法令の遵守を徹底していただきますよう、格別の御配慮をお願い申し上げます。